

久喜市空き家 利活用補助金

市内の空き家を地域コミュニティ施設へ改修する工事を行う場合、費用の一部を補助します（上限50万円）。



～地域コミュニティ施設の例～
コミュニティカフェ、
こども食堂、集会所、
ギャラリー、〇〇教室 など
上記以外でも対象となる場合がありますので、ご相談ください。

※ 改修後、地域コミュニティ施設として10年以上利用することが必要です。

下記項目のすべてに該当する空き家が対象です。

- 1 久喜市内にあるもの
- 2 住宅（事務所、店舗その他これらに類する住宅を含む。）で、おおむね1年以上居住又は使用されていないもの
- 3 建築基準法の規定に違反していないもの
- 4 耐震性が確保されているもの
（補助金により耐震改修工事を実施するものも含む）
- 5 この補助金と同様の補助金を受けていないもの

補助金額…工事に要する費用の3分の2の額で、上限50万円

申請前に交通住宅課まで事前相談をお願いします。

【問合せ】

久喜市 市民部 交通住宅課 住宅係
住所 〒346-8501 久喜市下早見85-3
電話 0480-22-1111
メール kotsu@city.kuki.lg.jp



市ホームページ